

建築・掘削などの土木工事をされる方へ

1 届出の義務

建築・掘削などの土木工事をしようとする場所が周知の埋蔵文化財包蔵地である場合は、文化財保護法第93条の規定により、工事に着手する60日前までに「埋蔵文化財発掘届」を町教育委員会を經由して熊本県教育委員会へ提出する必要があります。

工事の場所が周知の埋蔵文化財包蔵地かどうかは、町教育委員会で「遺跡地図」を閲覧することでわかります。

2 埋蔵文化財とは

文化財保護法では「土地に埋蔵されている文化財」とされており、国民共有の財産として保護されています。一般的に埋蔵文化財がある地域を「遺跡」と呼んでいます。

遺跡とは城跡・古墳・集落跡などのことで、土器や石器が地表に散布していると、そこには遺跡の存在が想定されます。

3 事務の流れ

町教育委員会に土木工事などの知らせがあると、「遺跡地図」と照合します。もし、工事の場所が遺跡の範囲であった場合は、事業者の方に「埋蔵文化財発掘届」を出していただきます。その後、実際に遺跡の有無を調べる「確認調査」を町教育委員会が実施します。確認調査で遺跡が発見されなければ、そのまま工事に着手できますが、もし発見された場合、保存のための協議を実施します。協議の結果保存が不可能な場合は本格的な発掘調査が必要になります。

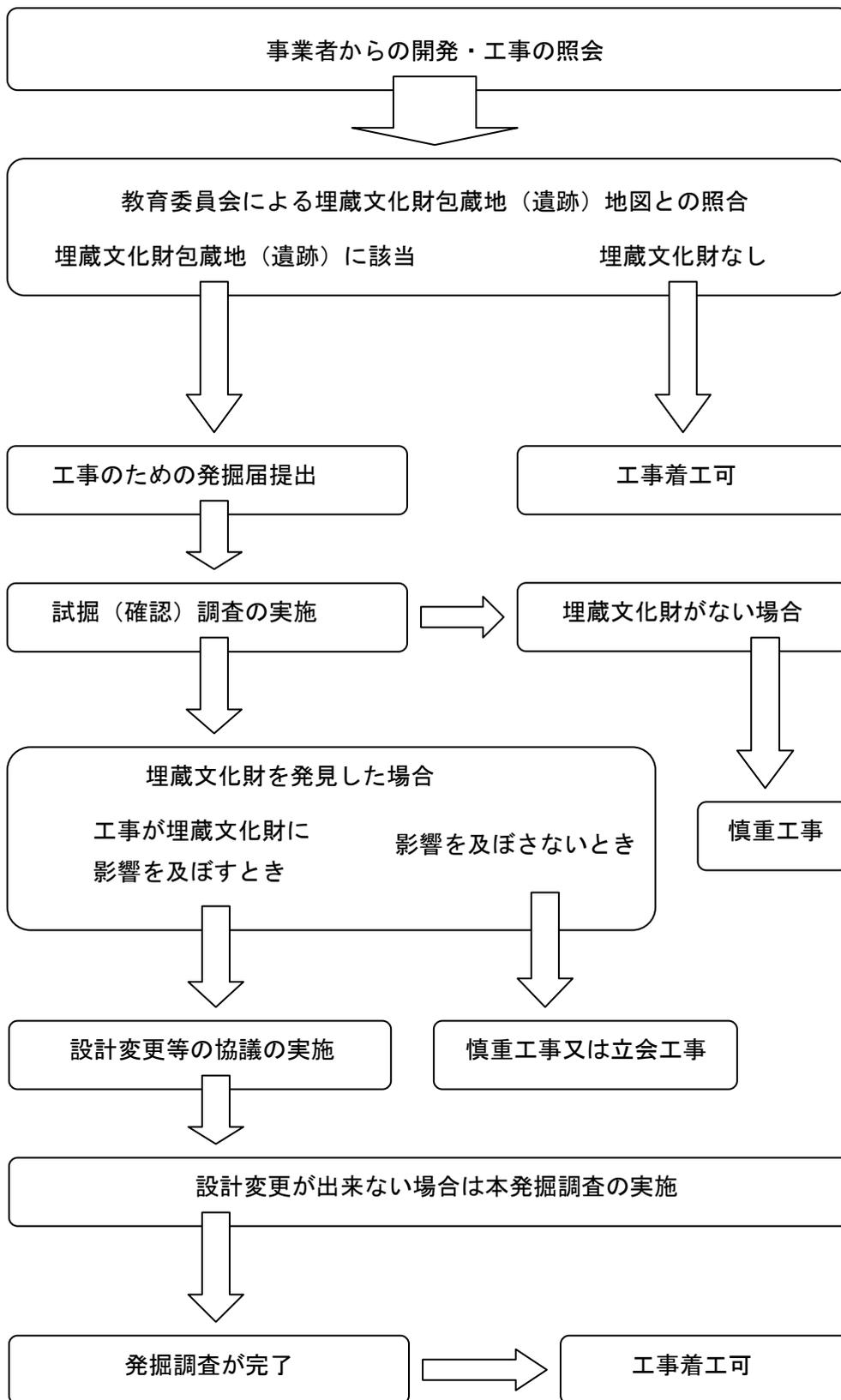
4 必要な書類

- ・埋蔵文化財発掘届（用紙は教育委員会にあります）・・・2部
- ・添付書類として位置図（場所がわかるもの）・・・2部
- ・工事図面（平面・断面図など掘削深度がわかるもの）・・・2部
- ・確認調査承諾書（土地所有者の承諾書です）・・・1部

問い合わせ先

〒869-1103 菊陽町久保田2598番地
菊陽町教育委員会 生涯学習課 文化財担当まで
TEL 096-232-4917 FAX 096-232-2156

開発・工事にかかる埋蔵文化財の取り扱いの流れ



注) 1 試掘（確認）調査等の調査期間は個人住宅で半日程度

注) 2 試掘費用は町教育委員会が負担

注) 3 本発掘調査費用は原則として原因者負担